	 入構許可の条件と活動			申請方法							R03.
教員	大学院生・博士研究員・寄付研究音 門研究員・大学院研究生	部 学部生・学部研究生		事前に学科長、学部長に申請、許可を 得る。当日の申請は「緊急の場合(機 器の故障など)」を除き認めず、必ず 教員を通して行う。	授業等 (大学院生・学部研究生)・大学院生 (大学院生・博士研究員・寄付研究部門研究員・大学院研究生)に対する授業(講義、演習、実験実習)および連絡・指導	段 学部生の課外活動 階	段 教員の出張 階	段階	会議・会合・イベント	段 階	事務窓口
、動植物の維持管理など研究資源維持管理のた の最低限の入構を、学部長への申請により許可 ることができる。申請時の条件(内容や滞在時	し、動植物の維持管理など研究資源の維持のため 最低限の入構を、指導教員を通した申請により許	こ 入構禁止。在宅での学習・研究活動を行う。ただし、研究室に大学院生が所属していないなど、特別の事情があると教員が判断した場合のみ、動植物の維持管理など研究資源の維持のため最低限の入構を、指導教員を通した事情により許可することができる。申請時の条件(内容や滞在時間など)以外の活動は行わない。		研究室ごとに、1週間分の入構申請を、前週の木 曜日までに学科長に提出し、その後、金曜日まで に学部長に申請、許可を得る。	 ■ 遠隔授業と遠隔による綿密な連絡・指導のみを行う。 ● 学内(キャンパス、農場など)あるいは学外での学部生あるいは大学院生に対するすべての対面による教育活動は行わない。 	■ 認めない。	● 出張は認めない。	5	● 遠隔のみ。		
憲隔授業の準備を目的とする短時間の立ち入り 申請により許可することができる。申請時の条	し、動植物の維持管理など研究資源の維持のため 最低限の入構を、指導教員を通した申請により許	し、研究室に大学院生が所属していないなど、特 別の事情があると教員が判断した場合のみ、動植 物の維持管理など研究資源の維持のため最低限の	研究室への同時立ち入りは1教員/研究室とし、研究資源の管理者と合わせて4名以下/研究室とする。行動範囲は研究資源の管理者は目的の管理場 所のみとし、教員は授業庫のための研究室、コピー等作業室、学部事務室での郵便受取、洗面所等などに限定する。平日の10時から17時の間とする。	曜日までに学科長に提出し、その後、金曜日まで	● 遠隔授業と遠隔による納密な連絡・指導のみを行う。 ● 学内 (キャンパス、農場など)あるいは学外での学		● 緊急事態宣言対象地域を出入りする出張は禁止とする。 ● 緊急事態宣言が解除された感染拡大注意対象地域を出入りする出場は、禁止とき。 ● 上記以外であっても、不要不急の出張は宿泊の有無を問わず認められない。 ● ただし、出張みかい。 ● ただし、出張みかの襲請が強く、オンラインでの業務や参加ができない場合かつ研究継続あるいは業務上、所属長が必要と認めた場合は申請(学長)により許可することができる。	4	● 遠隔を強く推奨するが、十分な感染的止損策をとる ことを前提に、遠隔と対面を組み合わせて本学教職 員による小規模な会議・会合(飲食不可)を行うこ とができる。	4	
整隔授業準備に加えて、大学院博士後期課程最 F度院生・博士研究員・寄付研究部門研究員の 犯指導を目的とする立ち入りを、申請により許	期課程最終年度院生・博士研究員・寄付研究部門 研究員のみ、指導教員の申請により許可すること ができる。行動範囲や入構時間などは教員に準じ	し、研究室に大学院生が所属していないなど、特別の事情があると教員が判断した場合のみ、動植物の維持管理など研究資源の維持のため最低限の	研究室への同時立ち入りは飲員、院生、研究員を合わせて5名/研究室以内とする。行動範囲は研究 資源の管理者は管理場所のみとし、教員および実 験のために入構する院生と研究員は原則として 変のフロアを中心とし、目的外の場所への立ち寄 りをしない。入構は原則として平日の10時から18 時の間とする。	別曜日までに学科長に提出し、その後、金曜日までに学部長に申請、許可を得る。 定	 連絡授業と遠隔による締密な連絡・指導を強く推奨する。 ただし、入構が認められた大学院生の研究(実験)指導を専内で行うことができる。 また、資格取得のための学外における個別実習は申請により、許可することがある(担当教員一学科長一学部長)。 それ以外の学部生あるいは大学院生に対するすべての対面による教育活動は行わない。 	3	 ● 学生ほかの同行は認めない。 ● 繁急事態宣言が解除された想染拡大注意対象地域を出入りする出版は、解止とする。 ● 上記以外であっても、不要不会の出張は宿泊の有無を問わず認められない。 ● ただし、出張夫かの家職が強く、オンラインでの業務や参加ができない場合は、十分な感染防止措置をとることを前膜に、宿泊を伴わない出張(外出)を行うことができる。 ● また、研察継続あるいは薬剤上、所属長が必要と認めた場合は申請(学部長)により宿泊を伴う出条を許可することができる。 ● 入機を認められている大学院生および学部生の同行は極力避けるが、やを得ない場合はは原 (担当教員・学科長・専攻主任・学部長・委員長)によりこれを認めることができる。 	3	 適隔を強く推奨するが、十分な感染的止損面をとることを前提に、遠隔と対面を組み合わせて本学教職員による会議・会合(飲食不可)を行うことができる。 申請により学外者の入構と参加を認めることができる(飲食不可、主催者一学部長など) 	3	● 原則行なわない。
授業準備に加え、研究、さらに、大学院 ・博士研究員・寄付研究部門研究員の研究 導を目的とする立ち入りを、申請により許	土後期課程、博士前期課程(修士)・博士研究員・客付研究部門研究員および大学院研究 生のみ、指導教員の申請により、研究、さら に教育の補助を目的に入構を許可する。行動 範囲や入構時間などは教員に準じる。申請師 の条件(内容や滞在時間など)以外の活動は	研 ただし、研究室に大学院生が所属していない など、特別の事情があると教員が判断した場 合のみ、動植物の維持管理など研究資源の維	を前提に、以下の2段階で順次認める。		 ■ 遠隔授業を推奨するが、十分な感染的止措置をとることを前提に、大学院生に対する研究(実験など)指導を行うとともに、申請により、宿泊をともなり調査などを学の人で実施することができる(担当教員→学科長・専攻主任→学部長・委員長)。 ● 学部生に対するすべての対面による教育活動は行わない。 	● 2 - ① - 原則認めない。ただし、学外における活動で、感染 防止措置が確実に取れる場合は、申請(学生部長) により許可することができる。 - その際は、保護者の了解を得る。 - 整督性必ず同行する。 - ● 2 - ② - 申請(学生部長)により構内での活動を許可し、所 属する学生の入風を認める。活動が許可された後でも、以下の条件を満たせなくなった場合は、活動許 可を取り消すことがある。なお学外者を招き入れて のお外試合等の活動は禁止する。 - 対象に遺友会、全学応援団各団体、令和3年度に公認された同分全の名団体とする。 - 大会、演奏会、美奏会等が開催中、またはこれらが - 予定されている。 - 収穫年に関する活動である。 - 練習の時間と場所(トレーニングルーム含む使用施設 - 等)が明確に計画されている。 - 活動が計画されている。 - 活動が計画されている。 - 活動が計画されている。	● 十分な感染防止措置をとること、出張先の了解(受入許諾)を取ることを前提に、出張を認める。 ● 大学院生および学部生の同行は極力避けるが、やむを得ない場合は申請(担当教員一学科長・専攻主任一学部長・委員長)によりこれを認めることができる。	2	 ● 適隔を推奨するが、十分な感染防止措置をとることを前提に、適隔と対面を組み合わせてあるいは対面のみでの会議・会合を行うことができる。 ● 少人数の学外者の入構と出席を行うことができる。 	2	● 十分な感染防止措置をとることを前 業務を行う。
、入構を許可し、教育および研究活	および大学院研究生のみ、指導教員の申請により、研究、さらに教育の補助を目的に入構を許可する。行動範囲や入構時間などは教員に準じる。申請時の条件	して、指導教員の申請により卒業年次生: よび学部研究生の研究活動を実施することができる。その他の学部生の活動については、別途指示する。 ●1-② 十分な感染防止措置をとることを前提 に、原則として履修登録した対面授業のる指定された登校日に限って入構を許可	帯、曜日を緩和するが、研究室への同時 立ち入りは30名/研究室とする。卒業年次 生以外の学生の入構許可を含め入構条件 は別途指示する。 ただし、以下の学科(大学院生が未在 あ 第)の研究室への同時立ち入りは、10人/ 研究室とし3密対策の徹底を確認しつつ 徐々に緩和(最終30人/研究室)する。	前週の木曜日までに学科長に提出し、そ の後、金曜日までに学部長に申請、許可 を得る。	適隔授業を推奨するが、十分な感染防止措置をとることを前提に、以下の2段階で順次認める。 ● 1-① 大学院生および卒業年次生に対する実験、宿泊をともなう調査などを開始することができる。 ● 1-②	以下の条件下のもとで、申請(学生部長)により構内での活動(対外試合等を含む)を許可し、所属する学生および学外者の入橋を認める。 活動が許可された後でも、以下の条件を満たせなくなった場合は、活動許可を取り消すことがある。 ● 1 - ③ ・ 対象は農友会体育団体連合会および農友会文化団体連合会の所属団体、令和2年度に公認された同好会の所属団体、収穫祭学科統一本部とする。 ・ 大会、演奏会、発表会等が開催中、またはこ	● 十分な感染防止措置をとることを前提に、 出張を認める。 ● 大学院生および学部生を同行することができる。 ● 国外出張する場合、出張者は必ず出張国における感染防止に係る行動制限等について確認し、事前に学部長等に報告しなければならない。 (様式別紙)		 ● 遠隔を推奨するが、十分な感染防止措置をとることを前提に、遠隔と対面を組み合わせてあるいは対面のみでの会議・会合を行うことができる。 ● 不特定多数の学外者が参加するあるいは大規模の会合は申請(主催者一学科長など)により認めることができる。 ● なお、既定の学内の感染防止策を実行することを前提に、数室等施設の学外への貸し出しを許可する。 		● 十分な感染防止措置をとることを 口業務を行う。
11-② 分な感染防止措置をとることを 前提に 構を許可し、全ての教育研究活動及び 生指導を実施することができる。	●1-② 十分な感染防止措置をとることを前提に 入構を許可し、指導教員との綿密な打合 せのもとで、教育研究活動を行うことが できる。	●1-③ 十分を感染防止措置をとることを前提 に、原則として履修登録した対面授業の。 る指定された登校日に限って入橋を許可 し、教育研究活動を行うことができる。	・地域創成科学科 ・国際食農科学科 ● 1 - ② → 2 → 2 → 3 → 3 → 5 → 5 → 6 → 6 → 7 → 7 → 7 → 7 → 7 → 7	●1-② 人構申請は行わない。ただし学生証提示 による入退帯の確認及び入構時の検温 チェックを行う。	学部生に対し、担当教員の指示、感染防止 に対する取り組みなどの計画、実施を前提 に、宿泊を伴う調査などを開始することが できる。 全ての大学院生・学部生に対し宿泊を伴う 学内外の実験実習及び一般講義を「対面授 業」または「遠隔授業との併用」で行うこ とができる。 ● 1-③ 大学で決定した感染防止策および授業実施 の基本方針とガイドラインを徹底したうえ で、「対面授業」を主に実施し、一部を 「オンライン授業」とする。	れらが予定されている。 2020年度オンライン収穫祭(予定)の活動を計画している。 兼習の時間と場所(トレーニングルーム合む使用施設等)が明確に計画されている。 連動部の接習には、必ず監督者が立ち会う。 活動内容に対応した感染防止策(独自ガイドライン)に基づき、活動が計画されている。 ● 1 - ② 対象は農友会、全学応援団各団体、令和3年度に公認された同好会の各団体および運動部の試合等に参加する学外者とする。 大会、演奏会、発表会等が開催中、またはこれらが予定されている。 収穫祭に関する活動である。 練習の時間と場所(トレーニングルーム合む使用施設等)が明確に計画されている。 学外者が参加する運動部の試合等は、本学の感染防止策および学外者入構のガイドラインの適守を徹底する。 活動内容に対応した感染防止策(独自ガイドライン)に基づき、活動が計画されている。	1	1		1	